

「写」

保発 0 3 3 1 第 3 号  
年管発 0 3 3 1 第 4 号  
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
(公印省略)

子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する  
省令等の公布について

子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 73 号）（以下「整備省令」という。）及び支出負担行為等取扱規則等の一部を改正する省令（平成 27 年財務省令第 41 号）（以下「財務省令」という。）が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されることとされたところである。

この整備省令及び財務省令には納入告知書等の様式の改正が含まれるため、十分御了知の上、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

## 記

### 第 1 様式の改正について

#### 1 整備省令及び財務省令の概要

年金特別会計は、平成 27 年 3 月 31 日までは厚生労働省が所管しているが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号。以下「整備法」という。）による改正後の特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 109 条に基づき、平成 27 年 4 月 1 日からは内閣府及び厚生労働省が所管することとなった。

また、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に伴い、平成 27

年4月1日から、児童手当の支給に要する費用等に充てるための拠出金の徴収の根拠条文が児童手当法第20条から子ども・子育て支援法第69条に変更されるとともに、整備法の施行により、勘定名が「子どものための金銭の給付勘定」から「子ども・子育て支援勘定」に、拠出金の名称が「児童手当拠出金」から「子ども・子育て拠出金」に改正されることとなった。

これらのことに伴い、厚生年金保険料等の督促状及び納入告知書等に表示する所管府省名等を改正後の名称に変更する改正が行われるものである。

(1) 所管府省名

「厚生労働省所管」から「内閣府及び厚生労働省所管」に変更

(2) 勘定名

「子どものための金銭の給付勘定」から「子ども・子育て支援勘定」に変更

(3) 拠出金の名称

「児童手当拠出金」から「子ども・子育て拠出金」に変更

2 整備省令による様式の改正

(1) 改正される様式

①健康保険法施行規則

様式第20号（督促状）、様式第27号（送付書）

②船員保険法施行規則

様式第8号（督促状）、様式第15号（送付書）

③厚生年金保険法施行規則

様式第31号（督促状）、様式第36号（送付書）

④国民年金法施行規則

様式第15号（督促状）、様式第19号（送付書）

⑤特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則

様式第5号（送付書）

⑥厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則

様式第2号（送付書）

⑦厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則

様式第2号（送付書）

(2) 経過措置

整備省令の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすことができる。加えて、旧様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができることとする。

### 3 財務省令による様式の改正

#### (1) 改正される様式

##### ①歳入徴収官事務規程

- ・様式第4号の4書式（保険料納入告知書（健保・厚年））
- ・様式第4号の4の2書式（解散厚生年金基金等に係る徴収金・加算金納入告知書）
- ・様式第4号の5書式（延滞金納入告知書（健保・厚年））
- ・様式第4号の6書式（保険料納入告知書（船員用））
- ・様式第4号の7書式（延滞金納入告知書（船員用））
- ・様式第4号の14書式（第四種被保険者等用納付書）
- ・様式第4号の15書式（保険料・延滞金納付書（国年））

##### ②国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令

- ・別紙書式（指定代理納付者等用納付書（国年））

#### (2) 経過措置

財務省令による改正前の書式による用紙は、当分の間使用することができる。

## 第2 施行期日

平成27年4月1日

「写」

保発0331第27号  
年管発0331第5号  
平成27年3月31日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長  
（公印省略）

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
（公印省略）

子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する  
省令等の公布について

子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第73号）（以下「整備省令」という。）及び支出負担行為等取扱規則等の一部を改正する省令（平成27年財務省令第41号）（以下「財務省令」という。）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、別添のとおり日本年金機構理事長あて通知したので、ご了承のうえ貴下職員への周知をお願いしたい。

（船員保険法施行規則の一部改正）  
**第二条** 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。  
 様式第八号中「児童手当法」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

様式第十五号中「児童手当法」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。  
 （労働基準法施行規則の一部改正）

**第三条** 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項に次の一号を加える。

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者（同条第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下この号において同じ。）として保育を行う者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除く。）

（栄養士法施行規則の一部改正）

**第四条** 栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三号中「各種学校」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

**第五条** 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号中「又を」とし、リを又とし、チをリとし、同号ト中「保育所（の下に）都道府県及び市町村が設置したもの並びに」を加え、「第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所」を「第二条第六項に規定する認定こども園（保育所であるものに限る。）」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号トの前に次のように加える。

ヘ 子育て援助活動事業

附則に次の一項を加える。

7 法人がその設置する幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第三条第一項に規定する幼保連携施設に限る。）について同項の規定により同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた場合における第四条第一項の規定の適用については、同項中「次のとおり」とあるのは、「法第三十一条第一項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる事項のほか、次のとおり」とする。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

**第六条** 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第三十一号中「児童手当法」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

様式第三十六号中「児童手当法」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

**第七条** 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号口中「在学し」の下に、「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所（次号口において「保育所」という。）若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次号口において「幼保連携型認定こども園」という。）に通い」を加え、同条第二号口中「在学し」の下に、「保育所若しくは幼保連携型認定こども園に通い」を加える。

○厚生労働省令第七十三号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

（健康保険法施行規則の一部改正）

**第一条** 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二十号中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に、「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

様式第二十七号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

(国民年金法施行規則等の一部改正)

第八条 次に掲げる省令の規定中「厚生労働省所轄」を「内閣府及び厚生労働省所轄」に改める。

一 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)様式第十五号及び様式第十九号

二 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成十七年厚生労働省令第四十九号)様式第五号

三 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第五十一号)様式第二号

四 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則(平成二十二年厚生労働省令第六十七号)様式第二号

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部改正)

第九条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の二中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前の次の一号を加える。

一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第二号に規定する事業

第六条の二に次の一号を加える。

五 児童福祉法第六條の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

(児童手当法施行規則の一部改正)

第十条 児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条(見出しを含む)及び第一条の二中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十二条の二から第十二条の八までを次のように改める。

第十二条の二から第十二条の八まで 削除

第十二条の九中「第二十二條の二第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第十二条の十第一項中「第二十二條の三第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二項中「第二十二條の三第一項」を「第二十一条第一項」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同

条第三項中「第二十二條の三第一項の保育料」を「第二十一条第一項の児童福祉法第五十六條第三項の規定により徴収する費用」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項第三号中「第六條

の三第九項」を「第六條の三第十三項」に、「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改め、同項第

四号中「児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十九條第一号及び第二号」を「子

ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九條第二号」に改め、同項第五号中「第

二十二條の三第一項」を「第二十一条第一項」に、「保育料」を「児童福祉法第五十六條第三項の規

定により徴収する費用」に改め、同条第四項中「第二十二條の三第二項の厚生労働省令」を「第二

十一条第二項の内閣府令」に改める。

第十二条の十一中「第二十二條の四第二項の厚生労働省令」を「第二十二條第二項の内閣府令」

に改める。

第十二条の十二中「第二十二條の五第一項」を「第二十二條の二第二項」に改める。

第十四条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十五条の表第十二條の九第一項及び第二項の項中「第二十二條の二第一項」を「第二十条第一

項」に改め、同表第十二條の十第二項及び第三項の項中「第二十二條の三第一項」を「第二十一条第一

項」に改め、同表第十二條の十第四項の項中「第二十二條の三第二項」を「第二十一条第一項」

に改め、同表第十二條の十第四項の項中「第二十二條の三第二項」を「第二十一条第二項」に改め、

同表第十二條の十一の項中「第二十二條の四第二項」を「第二十二條第二項」に改める。

様式第三号(裏面)注意4、様式第五号(裏面)注意5、様式第七号(裏面)注意4及び様式第九号(裏面)注意3中「指定児童養育施設」を「指定児童福祉施設」に改める。

様式第十四号中「第22條の2」を「第20條」に改める。

様式第十五号中「第22條の3」を「第21條」に改める。

様式第十六号(裏面)中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「第19條」を「第22條」に改め、「第22條第一項、第22條の2から第22條の4まで」及び「第24條の2及び3」を削る。

(労働安全衛生規則の一部改正)

第十一条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第二十三條」の下に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)以下この項及び第四十四條の二第一項において

「認定こども園法」という。(第二十七條において準用する場合を含む。))を、「当該学校」の下に「同条において準用する場合にあつては、認定こども園法第二條第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第四十四條の二第一項中「第十三條」の下に「認定こども園法第二十七條において準用する場合を含む。」を加える。

(雇用保険法施行規則の一部改正)

第十二条 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「若しくは同法」を、「同法」に改め、「各種学校」の下に「若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号、

第百一条の十一の二第一号において「認定こども園法」という。第二條第七項に規定する幼保連携型認定こども園)を加える。

第百一条の十一の二第一号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法(昭和二十二年法律

第六十四号)第三十九條第一項に規定する保育所、認定こども園法第二條第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四條第二項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用」に改める。

第十三条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成三年労働省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九條第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二條第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四條第二項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。))における保育の利用」に改める。

第四条の二第一号、第九条第六号及び第十八條第五号中「保育所における保育の実施」を「保育所等における保育の利用」に改める。

(福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令の一部改正)

第十四条 福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令(平成十六年厚生省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「保育」を「助産」に改める。

第一条中「保育の実施」を削り、「保育の実施等」を「助産の実施等」に改める。

第二条第一項、第五条第一項及び第九条中「保育」を「助産」に改める。

(次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正)

第十五条 次世代育成支援対策推進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第一条の二中「法」を「次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とする。

第一条の三を第一条の二とする。

第二条中「第一条の二」を「第一条」に改める。

第二条の二中「第一条の三」を「第一条の二」に改める。

様式第一号中「~~法~~」を「~~法~~」に改める。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部改正）

第十六条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成二十三年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一 前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七号第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する支給認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下「支給認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童であつて特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）に通う児童であつて、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う事業（事業の実施に要する費用に係る国又は地方公共団体の補助（以下「事業実施補助」という。）を受けているものに限る。）又は児童福祉法施行規則（昭和二十二年厚生省令第十一号）第三十六条の三十五第二号に規定する幼稚園型一時預かり事業を利用しているもの

ロ 幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間外において教育活動を長時間行う事業であつて、事業実施補助を受けているものを利用している児童

ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて、事業実施補助を受けているものを利用している児童

ニ 支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等又はロに規定する事業若しくはハに規定する施設を利用することができる児童

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成二十四年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号イ中「労働者の」の下に「監護する」を加え、「当該事業主からの委託」を「事業主から委託」に改め、「受けて当該」の下に「事業主が雇用する」を加え、同号ロ中「労働者の」の下に「監護する」を加え、「当該事業主団体からの委託を受けて当該」を「事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する」に改め、同号ハ中「地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第百五十二号）」に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその一を「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十二の二第一項に規定する組合が当該組合」に改め、「構成員の」の下に「監護する」を加え、「当該組合等からの委託を受けて当該」を「同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の」に改め、同号ニ中「顧客の」の下に「監護する」を加え、同号ヘ中「保育所以外の」を削り、同号のように加える。

ト 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第十八条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項第五号中「第七十八」を「第七十八条」に、「児童手当法施行令（昭和四十六年政令第百八十一号）第七十七条の八第二項第三号」を「子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第百二十三号）第三十五条第二項第三号」に改める。

附則に次の三条を加える。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例）

第五条 平成二十六年経過措置政令附則第二項の規定については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号	第六十三号第三号	第六十三号第三号（同令附則第八号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第三号	第三十四号第三号	第三十四号第三号（同令附則第八号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第四号	第四条の二第三号	第四条の二第三号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第五号及び第六号	五 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えて支援法施行令（平成二十六年政令第百二十三号）第三十五条第二項第三号	五 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えて支援法施行令（平成二十六年政令第百二十三号）第三十五条第二項第三号
	六 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えて支援法施行令（平成二十六年政令第百二十三号）第三十五条第二項第三号	六 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えて支援法施行令（平成二十六年政令第百二十三号）第三十五条第二項第三号
	七 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えて支援法施行令（平成二十六年政令第百二十三号）第三十五条第二項第三号	七 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えて支援法施行令（平成二十六年政令第百二十三号）第三十五条第二項第三号

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律によりなおその効力を有するものとされた改正前の児童手当法に係る特例)

第六条 平成二十六年経過措置政令附則第三項の規定により読み替えられた同令第七十八条の規定に関する第六十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号	第六十三条第三号	第六十三条第三号(同令附則第九条の規定により読み替えて適用される場合を含む)
第三号	第三十四条第三号	第三十四条第三号(同令附則第九条の規定により読み替えて適用される場合を含む)
第四号	第四条の二第三号	第四条の二第三号(同令附則第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む)
第五号及び第六号	五 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えて支援法施行令(平成二十六年政令第二十三号)第三十五条第二項第三号 六 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えて支援法施行令(平成二十六年政令第二十三号)第三十五条第二項第三号	五 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えて支援法施行令(平成二十六年政令第二十三号)第三十五条第二項第三号 六 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えて支援法施行令(平成二十六年政令第二十三号)第三十五条第二項第三号

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法によりなおその効力を有するものとされた改正前の児童手当法に係る特例)

第七條 平成二十六年経過措置政令附則第四項の規定により読み替えられた同令第七十八条の規定に関する第六十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号	第六十三条第三号	第六十三条第三号(同令附則第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む)
第三号	第三十四条第三号	第三十四条第三号(同令附則第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む)
第四号	第四条の二第三号	第四条の二第三号(同令附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む)

第五号及び第六号	五 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えて支援法施行令(平成二十六年政令第二十三号)第三十五条第二項第三号 六 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えて支援法施行令(平成二十六年政令第二十三号)第三十五条第二項第三号	五 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えて支援法施行令(平成二十六年政令第二十三号)第三十五条第二項第三号 六 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えて支援法施行令(平成二十六年政令第二十三号)第三十五条第二項第三号
----------	--	--

附則

- この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。
- (様式に関する経過措置)  
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- (地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)  
前々年の三月三十一日がこの省令の施行の日前である場合における地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の指定に係る基準については、第十六条の規定による改正後の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。



(特別調達資金出納官吏事務規程の一部改正)  
**第三条** 特別調達資金出納官吏事務規程(昭和二十六年大蔵省令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項から第三項まで中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。  
**第四条** 歳入歳出外の国庫内移換に関する規則(昭和三十年大蔵省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十六号、同項第二十七号及び同項第三十号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。  
 (国民年金法等)に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令の一部改正)

**第五条** 国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令(昭和四十年大蔵省令第四十五号)の一部を次のように改正する。  
 別紙書式中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「別紙第一号書式」を「別紙第四号書式」に改める。  
 (児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部改正)

**第六条** 児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令(昭和四十六年大蔵省令第七十七号)の一部を次のように改正する。  
 題名を次のように改める。  
 子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令

本則中「児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)を「子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)に、「第八条」を「第四十条」に、「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二号第九項」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条第九項」に、「第九条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。  
 附則第三項中「第八条」を「第四十条」に改め、「児童手当法施行令」の下に「昭和四十六年政令第二百八十一号」を加え、「第二十二号第九項」を「第七十一条第九項」に、「同法第一条」を「一部改正法第一条」に改め、「改正前の児童手当法」の下に「昭和四十六年法律第七十三号」を加え、「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に、「第九条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、「別紙書式中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と」を削り、同項を第四項とする。

附則第二項中「第八条」を「第四十条」に改め、「児童手当法施行令」の下に「昭和四十六年政令第二百八十一号」を加え、「第二十二号第九項」を「第七十一条第九項」に、「同法第一条」を「一部改正法第一条」に改め、「改正前の児童手当法」の下に「昭和四十六年法律第七十三号」を加え、「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に、「第九条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、「別紙書式中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と」を削り、同項を第三項とする。  
 附則第一項の次に次の一項を加える。

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条第一項の拠出金に関する規定を適用する場合におけるこの省令の適用については、「第四十条」とあるのは「第四十条(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)以下「子ども・子育て整備法」という)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)以下「旧児童手当法」という)の

の規定による拠出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百六十六号)第七条の規定による改正前の児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)以下「旧児童手当法施行令」という)第八条を含む。」と、「第七十一条第九項」とあるのは「第七十一条第九項(子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた旧児童手当法)とあるのは「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条第九項を含む。」と、「同法の規定」とあるのは「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条第九項の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた旧児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二号第九項を含む。」と、「同法の規定」とあるのは「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条第九項の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた旧児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二号第九項を含む。」と、「第四十一条第二項」とあるのは「第四十一条第二項(子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた旧児童手当法)とあるのは「子ども・子育て整備法(平成二十四年法律第六十五号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた旧児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二号第九項を含む。」とする。

別紙書式中「児童手当」を「子ども・子育て」に、「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援法勘定」に、「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「児童家庭局長」を「雇用均等・児童家庭局長」に改める。

**附則**

- 1 この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。ただし、第二条中歳入徴収官事務規程別紙書式第四号の四の二中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める改正規定は平成二十七年十月一日に施行する。
- 2 この省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。
- 3 第三条の規定による改正前の特別調達資金出納官吏事務規程の規定は、平成二十六年度以前の特別調達資金に属する現金の出納に関する事務については、なお効力を有する。
- 4 第四条の規定による改正前の歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の規定は、平成二十六年度以前の国庫内移換に関する事務については、なお効力を有する。